

半田市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

半田市では、市内の歴史や文化、多様な文化財を総合的かつ一体的に保存・活用するための計画である「半田市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）を作成する。

本業務では、未指定を含む市内の文化財について、周辺環境を含めた状況を把握したうえで、保存・活用するための計画を作成する業務にかかる支援を委託するものである。作成した計画は、令和9年12月の文化庁の認定を目指す。

実施にあたっては、市内に所在する様々な文化財の把握・市民や事業者などの意見反映・保存活用への提案など、業務に必要な調査力、企画力、及び計画作成における専門的知識を有する事業者の提案を求めることにより、当該業務に最適な受託候補者を決定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

審査の結果、最も優れた提案を行った応募者は本市と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、契約を締結し、本業務を実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

半田市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「半田市文化財保存活用地域計画作成支援業務仕様書」のとおり

(3) 事業の場所

半田市桐ヶ丘四丁目209番地の1（半田市立博物館）

(4) 委託期間

契約締結日（令和8年6月3日想定）から令和10年3月31日まで

※2か年度

(5) 提案限度額

2か年度合計の上限金額は5,995,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

※単年度ごとの上限金額(消費税及び地方消費税を含む。)は次のとおりとする。

◇令和8年度 3,641,000円

◇令和9年度 2,354,000円

(6) その他

地域計画の作成にあたり、国の事業である「令和8年度 地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）」の採択を受けて実施するものであるため、文化庁の「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」の内容及び「令和8年度 地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）【文化芸術振興費補助金】 募集案内」の単価上限などを踏まえた上で提案をすること。

3. 担当部局

〒475-0928 愛知県半田市桐ヶ丘四丁目209番地の1

半田市立博物館

電話：0569-23-7173

電子メールアドレス：hkbutsu@city.handa.lg.jp

ホームページURL：

<https://www.city.handa.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1003688/index.html>

4. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 契約締結までの間に、令和8・9年度半田市入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、引き続き半田市指名審査等事務取扱要綱第6条に規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (5) 国税、県税及び市町村税が未納でないこと。
- (6) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- (7) 市町村及び特別区の文化財保存活用地域計画作成支援業務の受注実績があること。

5. スケジュール（予定）

公募開始	令和8年3月27日（金）
質問書の提出期限	令和8年4月3日（金）午後5時まで
質問の回答期日	令和8年4月9日（木）まで
参加表明書などの提出期限	令和8年4月10日（金）午後5時まで
参加資格要件審査結果通知	令和8年4月17日（金）まで
提案書類の提出締切	令和8年5月12日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年5月19日（火）
審査結果通知	令和8年5月21日（木）まで
協議・契約事務	令和8年5月26日（火）まで
契約締結	令和8年6月2日（火）

※ただし、各実施日については、事務の都合上により変更する場合がある

6. 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問の受付及び回答については、次による。

- (1) 質問先
「3. 担当部局」と同じ
- (2) 質問期間
令和8年4月3日（金）午後5時まで
- (3) 質問方法
質問書（様式4）により電子メールにて提出し、提出後に「3. 担当部局」へ電話連絡すること。
※評価などに影響を及ぼす恐れがある質問は受け付けない
※電話、口頭による質問は受け付けない
- (4) 回答
令和8年4月9日（木）までに市ホームページにて公開し、本回答をもって仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

7. プロポーザル参加表明書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は以下の提出書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア. プロポーザル参加表明書（様式1）
 - イ. 事業者の概要（様式2）
 - ウ. 参加資格要件に関する誓約書（様式3）
 - エ. 納税証明書（直近1年度分）（国税、県税、市町村税に関する証明）
 - ・法人にあつては税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の3））、個人にあつては税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則第9号書式（その3の2））
 - ・契約営業所所在地の県税事務所等が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）
- (2) 提出書類の様式
市ホームページにて配布
- (3) 提出先
「3. 担当部局」と同じ
- (4) 提出方法
郵送または電子メールにて提出し、提出または発送後に「3. 担当部局」へ電話連絡すること。
- (5) 提出期限
令和8年4月10日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

8. プロポーザルの参加決定

プロポーザル参加資格の有無を確認後、令和8年4月17日（金）までにその結果を「参加資格要件審査結果通知書（様式5）」により通知する。

9. 提案書類の作成及び提出方法

① 提案書類

ア. 提案書

提案書類はA4判とし、20枚以内でまとめること。（提案内容は以下の項目を含め任意様式にて作成する。図表・写真・参考資料の添付も可能。）

① 半田市文化財保存活用地域計画の骨子の提案

- ・半田市における文化財の保存、活用の現状と課題
- ・半田市の歴史文化の特性
- ・半田市の文化財の保存・活用に関する将来像、方向性
- ・地域と連携した保存・活用の案
- ・半田市の文化財の保存・活用に関する措置(アクションプラン)について、既存の事業(施策)以外で、半田市ならでは且つ効果的な新規事業3つ

② 文化財リスト作成のための調査の手法

- ・既存の文献調査以外で、文化財の掘り起こしのために効果的な手法

③ 実施体制・実績（担当者、同様の事業実績）

- ・事業を推進するための組織体制
- ・過去の同種業務の成果や実績
- ・半田市内もしくは類似地域での、文化財の保存と活用に関する実績
- ・文化庁の認定要件を踏まえた、具体的な対応方法

④ スケジュール（工程表）

- ・令和9年12月の文化庁の認定に向けた地域計画作成作業の工程

イ. 参考見積書

2か年度の合計額のほか年度ごとの内訳、及び各年度における経費の内訳、積算根拠も記載すること。（2-（6）を踏まえて作成すること。）

ウ. 提案書の開示に係る意向申出書（様式6）

② 提出先

「3. 担当部局」と同じ

③ 提出方法

電子メールにて提出し、提出後に「3. 担当部局」へ電話連絡すること。

※データ容量が10MBを超える場合は、別途相談すること。

④ 提出期限

令和8年5月12日（火）午後5時まで

10. 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例（昭和61年半田市条例第6号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (3) 個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開情報とする。
- (4) 提出された提案書等は本プロポーザルにおける契約候補者の決定以外の目的では使用しない。
- (5) 提出された提案書等は返却しない。
- (6) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

11. 評価の手續及び受託候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、市が設置するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審査する。委員会において最も優れている提案者を受託候補者として決定し、契約締結に向けた手續を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 実施予定日:令和8年5月19日（火）
※実施時間及び場所等の詳細は後日通知する
- ② 参加人数
本業務を担当する者を含め4名までとする。
- ③ 実施方法
対面によるプレゼンテーションとし、順番は本市で決定する。
- ④ 所要時間
ア. 準備 5分
イ. 提出書類に基づくプレゼンテーション 15分以内
ウ. 質疑応答 15分程度
- ⑤ 貸出物品
机、椅子、電源、プロジェクターもしくはモニター
※パソコン、映像ケーブルなどは持参すること
- ⑥ その他
プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 評価基準

委員会の各委員の持ち点は100点とし、以下の評価項目に基づき審査を行う。

No	評価項目	評価の基準	配点
1	専門性・技術力	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 過去の同種業務の成果や実績はあるか ◆ 市内もしくは類似地域に関する、文化財の保存と活用に関する知見、実績はあるか ◆ 実績内容が具体的かつ成果が明確に示されているか ◆ プロジェクトの責任者・担当者の経験は十分か 	20
2	地域への理解	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の歴史文化の特性を正確に把握しているか ◆ 文化財の価値や、その課題の分析が適切か ◆ 地域と連携した保存・活用案が提案されているか 	20
3	計画提案の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化財保存活用地域計画の目的・趣旨を正しく理解しているか ◆ 文化庁認定の要件を踏まえた具体的な対応方法が示されているか 	10
4	活用の創造性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 半田市の特性を活かす提案か ◆ 将来の地域振興や観光・教育効果が期待できる提案か ◆ 地域の文化資源を一体的に活用する視点があるか 	15
5	提案内容の独自性・実効性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 措置（アクションプラン）について、半田市ならではの新規事業を3つ以上、具体的かつ効果的に提案しているか ◆ 文化財リストのための調査手法や実施体制に創意工夫があるか ◆ 実現可能性と効果が高い提案であるか ◆ 保存と活用のバランスがとれているか 	20
6	実施体制・工程	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和9年12月の文化庁認定に向けて、合理的なスケジュールが示されているか ◆ 各作業段階の期日や成果物が明確に設定されているか ◆ 市との連絡体制は適切か 	10
7	価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 見積内容に妥当性があり、積算根拠が示されているか ◆ 提案内容に対して妥当な予算計画が作成されているか 	5

(4) 受託候補者の決定

- ア. 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- イ. 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ウ. 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選考する。
- エ. 審査委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の7割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、受託候補者として決定しない。

12. 評価結果に関する事項

審査結果は参加者全員に「プロポーザル審査結果通知書（様式7）」により通知する。また「3. 担当部局」ホームページにおいて受託候補者名を公表する。

13. 失格条件

次に該当する提案は失格とする。

- (1) 実施要領に示したプロポーザル参加資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 見積金額が提案上限金額を超える提案
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (5) 著しく信義に反する行為等プロポーザル審査委員会が失格であると認めた提案
- (6) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

14. 契約の締結

- (1) プロポーザルによって受託候補者を決定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 受託候補者が契約締結までに「4. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、失格となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した受託候補者の提案書による提案内容について提案上限金額の範囲内で協議し確定するものとする。

15. その他

- (1) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後のプロポーザル参加表明書及び提案書等の修正又は変更若しくは追加資料の提出は受託候補者の決定まで原則認めない。
- (3) 電子メール等の通信事故について、半田市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 審査結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者となった者が「4. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に示す要件に該当しなくなった場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、半田市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としてない措置を講じることがある。

以上